

第4章 目標達成に向けた施策

第4章

目標達成に向けた施策

本計画は、理念の実現に向けて、5つの横断的な視点に基づき、以下の施策を推進します。

理念	ともに創造する持続可能な循環型都市・にいがた				
施策の視点	環境	協働	安心	啓発	効率
	3Rの取り組み 推進による環境 負荷の低減	市民・事業者・ 市の連携による 仕組みづくり	市民が安心でき るごみ出し支援 と災害時に備え た体制づくり	対象を意識した 情報提供と提 供手段の充実	費用対効果を 考慮した効率的 な施策の推進
数値目標	1人1日あたり ごみ総排出量		1人1日あたり 家庭系ごみ量	事業系ごみ 排出量	リサイクル率
参考指標	最終処分量		廃棄物分野の 温室効果ガス排出量	生ごみ量・食品ロス量	ごみに含まれる資源化 可能な紙類の割合

図 28 本計画の体系図



表 22 施策の一覧

施策	施策の視点				
	環境	協働	安心	啓発	効率
1 リデュース・リユースの推進によるごみの減量	○	○		○	○
2 さらなる資源循環の推進	○	○		○	○
3 意識啓発の推進	○			○	
4 市民サービスの向上	○	○	○	○	
5 地域の環境美化の推進	○	○	○	○	
6 安定かつ効率的な収集・処理体制	○		○		○
7 低炭素社会に向けた体制整備	○				○
8 大規模災害に備えた体制整備		○	○	○	○

※ 施策1と施策2を併せて取り組むことで、3Rを推進していきます。

4.1 リデュース・リユースの推進によるごみの減量

施策1 リデュース・リユースの推進によるごみの減量



個別施策1.1 リデュースの推進

個別施策1.2 生ごみ・食品ロスの減量

個別施策1.3 リユースの推進

4.1.1 リデュースの推進

3Rのうち、ごみそのものとなるべく出さないようにする「リデュース」は、国が示す優先度が最も高いことから、特に重点的に取り組みます。

近年問題となっている「海洋プラスチック」の対策として、国が策定した「プラスチック資源循環戦略」では、ワンウェイプラスチックの使用削減などの目標を示しています。その動向を踏まえ、リデュースの中でも特にプラスチックごみの削減に向けた取り組みを拡大し、ごみとなるべく出さないライフスタイルへの転換を促していきます。

具体的な推進策

● 環境にやさしい買い物・マイバッグ運動の推奨

環境にやさしい買い物につながるマイバッグ運動を継続します。

また、令和2（2020）年7月に予定されるレジ袋の有料化を踏まえ、レジ袋の使用削減及び簡易包装を事業者へ推奨するとともに、市民への呼びかけを行います。

主な取り組み

- ・ マイバッグ運動（レジ袋削減運動）
- ・ エシカル消費の推進

● マイボトルの利用促進

使い捨て容器削減に向けて、市民・事業者にマイボトルの利用を呼びかけるとともに、より使いやすくなるような環境づくりに努めます。

主な取り組み

- ・ マイボトル及びマイカップの推奨
- ・ マイボトルを利用できる給水スポットの普及啓発

● 使い捨て食器の削減

イベントなどのリユース食器の利用を促進します。また、マイ箸やリユース箸の活用により、割り箸など使い捨て食器の使用削減を働きかけます。

主な取り組み

- ・ リユース食器の普及啓発
- ・ マイ箸の推奨

【コラム 5】エシカル消費とは？

エシカル消費とは、よりよい社会に向けた、人や社会、環境に配慮した消費行動のことです。

「エシカル(ethical)」とは、日本語では「倫理的な」と訳され、法律としての制限はなくとも、多くの人が正しいと思うことを意味します。最近では、人や社会、環境などに配慮した行動や考え方を表す意味としても使われています。商品を購入する際、再生材を使用した製品やエコマーク付き製品を選択すること、捨てる時のことまで考慮し3Rの視点を持つことなど、環境に配慮した消費行動をとることも「エシカル消費」です。エシカル消費は、循環型社会を目指すうえでも大切な取り組みの一つです。

【エシカル消費の例】

- 省エネ、低炭素製品、エコマーク付き製品の購入
- 地産地消を含めた国産材の使用
- 自然エネルギーの利用
- フェアトレードの推進

消費者が環境ラベルのついた商品を選ぶことも

環境保全の手段です！



4.1.2 生ごみ・食品ロスの減量

ごみ全体を減量するため、大きな割合を占める生ごみの減量が重要であることから、重点的に取り組みます。

生ごみのうち、食品ロスの削減については、食品ロス削減推進法の動向を踏まえ、市民や飲食店をはじめとした事業者・関係団体等と協働し、積極的に取り組みます。

具体的な推進策

● 生ごみ減量運動の推進

生ごみの水切りや処理器の活用など、生ごみの減量につながる取り組みを引き続き推進します。

主な取り組み

- 生ごみ減量につながる講座の開催や啓発ガイドブックの作成
- 生ごみ処理器購入費の補助

● 食品ロスの削減

家庭や飲食店での「食べきり」運動を推奨するほか、アンケートなど実態調査を踏まえて、買い物時から使用時までの間に食品ロスを出さないような意識を高める取り組みを検討します。

また、食品ロス削減にもつながるフードバンク活動を支援します。

主な取り組み

- 「20・10・0（にーまる・いちまる・ゼロ）運動」の拡大
- 持ち帰り・小盛りメニューの提供などによる食べきり協力店の展開
- 食品ロス削減につながる講座の開催
- フードバンク活動の支援

4.1.3 リユースの推進

「リユース」は、3Rのうち「リデュース」に次いで優先度が高いことから、さらなる取り組みを推進します。「リユース」は、民間事業者や市民団体が独自の取り組みを進めていることから、それらの動きと連携し、社会全体でのリユースの機運を高めていきます。

具体的な推進策

● リユース機会の提供

フリーマーケットなど、リユースにつながる取り組みを支援するほか、不用になったものが必要とする人へ届くような仕組みを検討します。

また、事業者等との連携により、不用になったものを捨てるのではなく、繰り返し使うリユースに向けて行動しやすい環境を整備します。

主な取り組み

- フリーマーケットの開催
- リサイクル品の提供

【コラム 6】リサイクル品提供事業とは？

リサイクル品提供事業とは、家庭で不用になった家具などを市民から無償で提供してもらい、清掃と簡単な補修を行ったのち展示し、抽選により提供することです。

資源再生センター（エコープラザ）、新田清掃センター及び鎧潟クリーンセンターの3か所で実施しており、平成30（2018）年度は1,995点を展示しました。



4.2 さらなる資源循環の推進

施策2 さらなる資源循環の推進



個別施策2.1 リサイクルの推進

個別施策2.2 古紙類の分別推進

個別施策2.3 資源物排出機会の提供

4.2.1 リサイクルの推進

引き続き、資源として再生利用する「リサイクル」の取り組みが必要であることから、さらなる分別の徹底等により資源循環を推進します。

それぞれの資源物について、市況及び取扱業者の動向を注視しながら、施策を実施する必要があります。

家庭系ごみについては、これまでの施策を整理することで、より効率的なりサイクルの取り組みを検討します。

事業系ごみについても、適正処理をより一層促進することで、さらなる資源化を進めます。

具体的な推進策

● 生ごみリサイクルの推進

家庭から発生する生ごみを資源として活用できるよう、リサイクルに関する手法を提供します。

事業所から発生する生ごみの処理については、食品リサイクル法の趣旨に基づいた行動を促します。

主な取り組み

- ・ 段ボールコンポストの普及啓発
- ・ 乾燥生ごみの拠点回収
- ・ 地域における生ごみの堆肥化
- ・ 学校給食残さの資源化

● 事業所による資源化に向けた取り組みの推奨

事業所から発生するごみが適正に処理されるよう、事業用大規模建築物（排出事業者）への訪問指導を継続するほか、必要に応じて「事業系廃棄物処理ガイドライン」の見直しを行います。

また、事業者独自の取り組みを促すため、優良事業者を評価する仕組みを検討します。

主な取り組み

- ・ 事業用大規模建築物（排出事業者）への訪問指導
- ・ 事業用大規模建築物廃棄物管理責任者講習会の開催
- ・ 事業系廃棄物処理ガイドラインの見直し
- ・ 優良事業者を評価する制度の充実

4.2.2 古紙類の分別推進

燃やすごみの中に資源化可能な紙類がまだあることから、さらなる古紙類の適正排出を促す取り組みが必要です。家庭から排出される古紙類については、分別についてより積極的な取り組みを進め、事業所から排出される古紙類については、引き続き資源化を促す取り組みを実施します。

具体的な推進策

● 家庭での古紙類分別の促進

古紙類の分別方法や資源化可能な紙類について、継続的に周知するとともに、分別についてより分かりやすくなるよう工夫します。

主な取り組み

- ・ 雑がみ分別の推進（SNS等による啓発強化等）

● 事業系古紙類の資源化の徹底

事業所から排出される古紙類が適正に資源化されるよう、廃棄物処理施設における搬入規制を徹底します。

主な取り組み

- ・ 事業系古紙類の搬入規制

4.2.3 資源物排出機会の提供

排出方法によってはごみが資源物になることから、資源物の拠点回収など多様な方法を提供し周知するほか、効率的な実施に向けた見直しを行うことで、より良い排出環境を整備します。

具体的な推進策

● 資源物の多様な排出方法の周知

資源物の拠点回収や、自治会等が実施する集団資源回収など、多様な排出方法について周知することで、より資源として排出しやすい環境を整備します。

主な取り組み

- ・ 資源物の拠点回収の実施
(古紙類、ペットボトル、乾電池、古布・古着、使用済小型家電、廃食用油)
- ・ 集団資源回収の支援

● 効率的な資源物回収の実施

民間事業者等が実施する資源物回収と連携することで、回収拠点の配置や回収品目の適正化を図り、効率的に実施できるよう検討します。

4.3 意識啓発の推進

施策3 意識啓発の推進



個別施策3.1 情報提供の充実

個別施策3.2 環境教育の推進

4.3.1 情報提供の充実

ごみの減量・資源化を推進するためには、市民・事業者に分別方法や収集についての情報を幅広く提供することが重要なことから、表現方法や広報媒体の選定などの実施手法を工夫します。

また、多くの市民が情報を得ることができるように、ユニバーサルデザインを広報に取り入れます。

具体的な推進策

● 継続的で分かりやすい情報発信

ごみの出し方など重要な情報については、継続的にきめ細やかで分かりやすい情報発信を行い、幅広い市民へ正しい情報が伝わるよう工夫します。なお、家庭ごみ収集カレンダーの配布事業は、他政令指定都市の状況等を参考に、適宜、内容の見直しを検討します。

主な取り組み

- ごみ分別百科事典の配布
- 家庭ごみの分け方・出し方の配布
- 家庭ごみ収集カレンダーの配布

● 対象を明確化した情報提供の強化

対象を明確化し、それに合致した広報媒体や内容を選定することで、効果的な情報提供に努めます。特に、ごみの出し方について不慣れな転入者や学生などへの情報提供を充実させます。

主な取り組み

- 地域向け出前講座の実施
- 大学及び専門学校での説明会の実施
- 集合住宅を対象とした啓発の実施
- 転入時のごみ出しに関する情報提供

● 多様な手法による情報提供

市民・事業者が情報を目にしやすい機会を増やすため、多様な媒体の活用に努めます。また、情報媒体の存在自体を広く周知することで、情報を入手しやすい環境を整えます。

主な取り組み

- サイチョウプレスの発行
- ごみ分別アプリ、ごみ分別検索サービスの配信

具体的な推進策

● 情報媒体の多言語化

情報媒体のうち、ごみの出し方など特に重要な情報については多言語化を進めることで、居住する外国人への情報提供を充実させます。

主な取り組み

- 家庭ごみの分け方・出し方（外国語版）の配布
- ごみ分別アプリの多言語化

4.3.2 環境教育の推進

ごみの減量や資源化につながる行動を実践するために重要な環境意識の向上を図るために、特に次世代を担う子どもや若年層を対象とした環境教育を充実させます。また、地域全体での環境意識の向上につながる取り組みの機会を提供します。

具体的な推進策

● 子どもを対象とした環境学習の充実

未就学児や小学生を対象とした出前授業を継続しつつ、さらにごみの減量等への意識を高めてもらえるような内容への見直しを図ります。また、子どもだけでなく親子で学べる環境の整備についても検討します。

主な取り組み

- 未就学児や小学生向け出前授業の実施

● 若年層への意識啓発

ごみの減量や資源化につながる行動を促すため、若者の意識を転換させるような仕組みづくりを検討するほか、情報の伝え方についても工夫します。

主な取り組み

- 大学や専門学校との連携強化

● ごみ減量・資源化につながる教育環境の整備

意欲的に学習したい人へ学びの場を提供するため、自治会などの団体への出前講座を継続します。また、多様な手法でのごみ減量・資源化の推進につながるよう、講座の内容や施設見学などを充実させることで、教育環境を整備します。

主な取り組み

- 自治会などの団体に出前講座の実施
- イベントにおけるごみ分別の啓発
- 施設見学の実施

4.4 市民サービスの向上

施策4 市民サービスの向上



個別施策4.1 高齢者等への支援の充実

個別施策4.2 家庭系ごみ処理手数料の市民還元

4.4.1 高齢者等への支援の充実

今後、超高齢社会の進展や社会情勢の変化などにより、ごみ出しの支援や経済的負担の軽減を必要とする人の増加が想定されます。こうした新たな課題への対応に向けて、国の動向や他政令指定都市の状況等を注視し、現行の高齢者等への支援制度について検証を進めることにより、持続可能なあり方を検討します。

具体的な推進策

● 高齢者等のごみ出しへの支援体制の整備とあり方検討

地域との協働によるごみ出し支援制度のさらなる周知と、支援団体の拡充を図ることで、支援体制を整備します。また、現行制度を検証するとともに、国の動向や他政令指定都市の状況等を注視しつつ、新たな手法の導入を含めた持続可能なあり方を検討します。

主な取り組み

- ・ 高齢者等へのごみ出し支援

● ごみ指定袋支給制度

現行のごみ指定袋の支給制度については、経済的負担を軽減する観点から継続します。また、今後の社会情勢などを注視しながら、必要に応じ、対象者の拡大についても検討します。

主な取り組み

- ・ 家庭ごみ指定袋の支給

4.4.2 家庭系ごみ処理手数料の市民還元

家庭系ごみ処理手数料収入は、「資源循環型社会促進策」「地球温暖化対策」及び「地域コミュニティ活動の振興」の三本柱への活用を継続しながら、次世代につながる未来投資的な施策を新たな柱として検討します。

また、既存事業についても適宜見直しを図ります。

具体的な推進策

● 三本柱への活用と既存事業の見直し

引き続き三本柱へ活用しながら、限られたごみ処理手数料収入の中で、適宜、個々の既存事業内容についての見直しを図ります。

● 新たな柱として次世代につながる未来投資的な施策の検討

食品ロス削減や廃プラスチック対策などの新たな課題への対応のほか、さらなる資源循環・低炭素社会の構築に向けて、有効な先進技術の活用や環境課題の解決に向けた起業への支援、安定かつ持続可能なごみ処理体制の構築や環境教育の充実など、新たな柱として次世代につながる未来投資的な施策の検討を進めます。

● 効果的な活用方法の検討

社会情勢により変化する財政状況を考慮し、基金など効果的な活用方法を検討します。

4.5 地域の環境美化の推進

施策5 地域の環境美化の推進



個別施策5.1 地域全体の環境美化の推進

個別施策5.2 ごみ集積場周辺の環境美化の推進

4.5.1 地域全体の環境美化の推進

地域全体の環境美化のため、ボランティア清掃等の環境美化活動の支援に継続して取り組むとともに、若年層が参加しやすい手法を検討するほか、地域との協働による取り組みを進めます。また、環境教育の一環として、環境美化意識やマナーの向上を図ります。

具体的な推進策

● 環境美化活動の支援

市民自らが地域の環境美化に取り組む機運の醸成を図るため、地域のボランティア清掃等を引き続き支援します。併せて、特に若年層が参加しやすい手法についても検討します。

主な取り組み

- 地域清掃活動等への補助
- ボランティア清掃等における臨時ごみの処理
- 若年層への自発的な美化活動を促す手法の検討（SNS等による啓発強化等）

● 地域と連携した環境美化の推進

地域との協働によるごみ集積場の設置により、地域全体の環境美化を進めます。また、ポイ捨て防止パトロールを継続するほか、効果的な体制づくりを目指し、地域との連携についても検討します。なお、ごみ集積場設置等補助事業は、他政令指定都市の状況等を踏まえ、必要に応じて、見直しに取り組みます。

主な取り組み

- ごみ集積場の設置等にかかる補助
- ポイ捨て防止対策

● 環境美化意識やマナーの向上に向けた意識啓発

環境教育の一環として、ポイ捨ての抑制といったマナーの向上を図るほか、環境美化活動への参加を通じた環境美化意識の向上を図るため、特に若年層が参加しやすい手法についても検討します。

また、近年社会問題化している海洋ごみについては、まちなかで発生したごみが「海ごみ」につながることについて、周知・啓発を進めます。

主な取り組み

- 若年層への自発的な美化活動を促す手法の検討（SNS等による啓発強化等）

4.5.2 ごみ集積場周辺の環境美化の推進

違反ごみ対策をはじめとしたごみ集積場及びその周辺の環境美化について、クリーンにいがた推進員や地域と連携しながら、課題解決に取り組みます。

具体的な推進策

● クリーンにいがた推進員の育成

クリーンにいがた推進員の活動について、引き続き参考にすべき活動内容を共有することで、他地域への展開を図ります。また、研修会や施設見学会を実施することで、推進員の適切な知識の集積や環境美化意識の向上を図ります。

さらに今後は、地域の実情に合わせた制度のあり方を検討します。

主な取り組み

- ・ クリーンにいがた推進員の育成

● 違反ごみ対策、安心安全なごみ出し環境の整備

持ち去り行為防止のための定期パトロールや、違反ごみ対策などにつながる早朝パトロールを継続して実施することで、地域住民から得られた情報や問題点を共有し、課題解決に取り組みます。

主な取り組み

- ・ 清掃事務所職員による定期パトロール
- ・ 各区における個別の不法投棄対策の支援
- ・ 持ち去り禁止看板の設置
- ・ 関係機関と連携した持ち去り行為者に対する取り締まり
- ・ 違反ごみ対策シールの作成

【コラム 7】クリーンにいがた推進員とは？

クリーンにいがた推進員とは、自治会・町内会の推薦により選出され、ごみの適正な分別・排出や 3R の推進など、地域の環境美化を担うリーダーとして活躍している方々です。

活動をする際は、クリーンにいがた推進員であることが識別できるように、緑のベストを着用しています。



クリーンにいがた推進員の主な役割は、

- ・ ごみ集積場でごみ出し時間に立ち会って分別の指導や説明をすること
- ・ 地域と行政とのパイプ役として、地域の環境問題の解決を図ること
- ・ 地域の一斉清掃や植栽活動などに率先して参加し、美化意識の向上を促進すること

などが挙げられます。そのほかにも、自治会だよりや回覧板を使用して正しい分別方法を周知するなど、クリーンにいがた推進員の日々の活動によって地域の清潔が保たれています。

4.6 安定かつ効率的な収集・処理体制

施策6 安定かつ効率的な収集・処理体制



個別施策6.1 効率的な収集・運搬体制

個別施策6.2 ごみ処理施設の統合及び更新

4.6.1 効率的な収集・運搬体制

持続可能な収集方法や運搬体制のあり方について、収集・運搬時の環境負荷の低減も考慮して、慎重に議論し丁寧な説明を行いながら、検討を進めます。

具体的な推進策

● 収集・運搬体制のあり方検討

収集方法や運搬体制を持続可能なものとするため、分別区分、収集回数や搬入先の見直しをはじめ、収集・運搬時に排出される温室効果ガスの低減についても考慮しながら、検討を進めます。

4.6.2 ごみ処理施設の統合及び更新

人口減少に伴うごみ量の減少が見込まれることから、安全・安定はもとより効率的かつ持続的な処理体制の構築に向けて、焼却施設の統合と併せて更新を進めます。

また、破碎・選別施設については、稼働状況などを踏まえ、統合や民間処理委託について検討します。

具体的な推進策

● 焼却施設の統合と更新

施設統合と更新について、点検・故障時のリスク分担、稼働コスト及び温室効果ガス排出量低減の観点を踏まえ、稼働年数が短い新田清掃センターと更新施設の2施設に統合します。

更新する施設は、立地条件や必要面積などから亀田清掃センターとし、更新（建替）に向け整備を進めます。

なお、停止する施設は、市民の持ち込みの中継施設とし、市民サービスを維持します。

● 破碎・選別施設のあり方検討

稼働状況や今後のごみ量、必要経費の比較を踏まえ、施設の統合や民間処理委託を検討します。

4.7 低炭素社会に向けた体制整備

施策7 低炭素社会に向けた体制整備



個別施策7.1 低炭素社会に向けた処理施設の活用

個別施策7.2 廃棄物分野におけるバイオマスプラスチックの利用促進

4.7.1 低炭素社会に向けた処理施設の活用

低炭素社会の実現に向けて、ごみの焼却による廃棄物発電や熱利用など、廃棄物エネルギーを十分に活用します。また、廃棄物発電の地産地消により地域の低炭素化を実現します。

具体的な推進策

● 廃棄物エネルギーの利活用

施設の統合・更新により、すべての焼却施設で廃棄物発電を行うことで、発電量を向上させます。また、余熱の地域での活用のほか、農業が盛んな特性を活かし、産業振興など多用途での利用拡大に向けた検討を進めます。

● 発電電力の地産地消

廃棄物発電の利用先を市有施設に限らず、市内の民間施設への活用も検討し、廃棄物発電電力の地産地消による地域の低炭素化を推進します。

4.7.2 廃棄物分野におけるバイオマスプラスチックの利用促進

国の「プラスチック資源循環戦略」に基づき、廃棄物分野においても、バイオマスプラスチックの利用を進めます。

具体的な推進策

● バイオマスプラスチック製ごみ指定袋の導入検討

温室効果ガス削減の視点から、カーボンニュートラルであるバイオマスプラスチックを使用したごみ指定袋の導入の検討を進めます。

【コラム8】カーボンニュートラルとは？

カーボンニュートラルとは、排出される二酸化炭素などの温室効果ガスと、植林などで吸収される温室効果ガスの量が同じ状態であることを言います。

カーボンニュートラルを実現するためには、私たちの活動により排出される温室効果ガスを、まずできる限り減らす努力をしたうえで、それでも排出される量を、他の場所で減らしたり、吸収したりすること等によって、温室効果ガスの増加を実質的にゼロにする方法があります。

なお、自然界の植物は、光合成により大気中の二酸化炭素を吸収しながら成長するため、植物由来の原料などを燃やしても、大気中の二酸化炭素の量は理論上変わらず、カーボンニュートラルであるとの考え方があります。

4.8 大規模災害に備えた体制整備

施策8 大規模災害に備えた体制整備



個別施策8.1 災害廃棄物処理計画に基づく体制整備

個別施策8.2 災害時も稼働できる処理施設の整備

4.8.1 災害廃棄物処理計画に基づく体制整備

新潟市災害廃棄物処理計画の実効性を確保するとともに、発災時の迅速な対応につながるよう、具体的なマニュアルの整備や、民間団体等との協定の拡充を進めます。

具体的な推進策

● 新潟市災害廃棄物処理計画の実効性の確保

発災時に迅速な対応を行えるよう、仮置場の運営方法等について、具体的なマニュアルを整備します。また、災害の規模によっては、他自治体や民間団体等からの支援も必要となることから、民間団体等との協力協定の締結などにより、支援体制を拡充します。

● 新潟市災害廃棄物処理計画の見直し検討

地域防災計画のハザードマップが見直されるなど、災害廃棄物処理計画の前提条件に大きな変化等が生じた場合は、見直しを検討します。

4.8.2 災害時も稼働できる処理施設の整備

災害時にも安定的な廃棄物処理が行えるよう、新たな焼却施設を整備する際には、災害時にも稼働できる施設とするほか、発電による電力供給等の施設特性を活かし、防災拠点としての活用を検討します。

具体的な推進策

● 災害時にも稼働できる焼却施設の整備

災害時に早期に処理体制を復旧するため、新たな焼却施設を整備する際は、耐震性の強化や大型の非常用発電機の設置など、災害時にも稼働できる施設とします。

● 廃棄物施設の防災拠点としての活用検討

発電による電力供給等の施設特性を活かし、避難所機能としての活用を検討します。

